特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の 一部を改正する法律案要綱

- 第1 特定秘密の保護に関する法律の一部改正
 - 1 適性評価における調査事項の拡充

適性評価における調査事項として、評価対象者の国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び外国への渡航又は外国における居住の経歴その他の外国との関連性に係る事情を明記する。

(第十二条第二項第一号関係)

- 2 特定秘密の外国政府等又は情報収集義務者への漏えいに係る罰則の整備
 - (1) 特定秘密の取扱いの業務に従事する者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、その業務により知得した特定秘密を、外国の政府、軍隊その他これに類する組織、地方公共団体若しくは政党(以下「外国政府等」という。)又は外国政府等との契約若しくは外国の法令に基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う個人若しくは法人その他の団体(以下「情報収集義務者」という。)に漏らしたときは、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び二千万円以下の罰金に処する。

(第二十三条の二第一項関係)

(2) 特定秘密の保護に関する法律の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときは、七年以下の拘禁刑に処し、又は情状により七年以下の拘禁刑及び七百万円以下の罰金に処する。

(第二十三条の二第二項関係)

(3) 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者が、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときは、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び二千万円以下の罰金に処する。

(第二十四条第二項関係)

(4) (1) \sim (3) の適用がある場合を除き、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る

目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、特定秘密を外国政府等又は情報収集義務者に漏らした者は、五年以下の拘禁刑に処し、又は情状により五年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

(第二十四条の二第一項関係)

3 特定秘密文書等の毀棄に係る罰則の整備

外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全を害し、若しくは 国民の生命若しくは身体に危害を及ぼす目的で、財物の損壊、施設への侵入、不正ア クセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により特定秘密文書等 を毀棄した者は、十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により十年以下の拘禁刑及び千 万円以下の罰金に処する。

(第二十四条の三第一項関係)

4 共謀・教唆・煽動に係る罰則の整備

2・3の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に対する所要の罰則を設ける。

(第二十五条関係)

- 第2 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部改正
 - 1 適性評価における調査事項の拡充

適性評価における調査事項として、評価対象者の国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び外国への渡航又は外国における居住の経歴その他の外国との関連性に係る事情を明記する。

(第十二条第二項第一号関係)

- 2 重要経済安保情報の外国政府等又は情報収集義務者への漏えいに係る罰則の整備
 - (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、その業務により知り得た重要経済安保情報を、外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときは、七年以下の拘禁刑若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第二十三条の二第一項関係)

(2) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者が、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らした

ときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第二十三条の二第二項関係)

(3) 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得した者が、これを外国政府等又は情報収集義務者に漏らしたときは、七年以下の拘禁刑若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第二十四条第二項関係)

(4) (1) ~ (3) の適用がある場合を除き、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図る目的で、又は我が国の安全を害し、若しくは国民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあることを知りながら、重要経済安保情報を外国政府等又は情報収集義務者に漏らした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第二十四条の二第一項関係)

3 重要経済安保情報文書等の毀棄に係る罰則の整備

外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全を害し、若しくは 国民の生命若しくは身体に危害を及ぼす目的で、財物の損壊、施設への侵入、不正ア クセス行為その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により重要経 済安保情報文書等を毀棄したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若 しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第二十四条の三第一項関係)

4 共謀・教唆・煽動に係る罰則の整備

2・3の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に対する所要の罰則を設ける。

(第二十五条関係)

5 法人両罰規定の整備

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、2(1)・2(3)・3の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、所要の罰則を設ける。

(第二十八条第一項関係)

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 (附則第一条関係)

2 適性評価の在り方に関する検討

- (1) 政府は、この法律の施行後二年を目途として、適性評価が独立した公正な立場に おいて職権を行使する機関によって実施されるとともに、適性評価を受けることを 要しないものとされている者(内閣総理大臣を除く。)についてその任命が適性評 価の結果を踏まえて行われることとなるよう、その具体的な方策について検討を行 い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 政府は、この法律の施行後二年を目途として、適性評価において、その対象となる者が所属し、又は所属していた法人その他の団体について調査を行うことの当否について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)

3 特定秘密等の漏えい等に関する犯罪の捜査のための通信の傍受に関する検討 政府は、この法律の施行後二年を目途として、特定秘密及び重要経済安保情報の漏 えい若しくは取得又は特定秘密若しくは重要経済安保情報である情報を記録する文書 等の毀棄に関する犯罪の捜査に当たり、当該犯罪の実行、準備又は証拠隠滅等の事後 措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内 容とする通信について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の規定に基づく傍受 の対象とすることについて検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づ いて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)

4 公益通報者の保護に関する検討

政府は、公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十二号)附則 第九条の規定による検討を行うときは、特に、公益通報者保護法第二条第一項に規定 する公益通報に際してやむを得ず特定秘密又は重要経済安保情報を漏らした者の刑事 上の責任の在り方について、これらの情報の重要性を勘案しつつ検討を行うものとす る。

(附則第六条関係)

5 その他所要の規定の整備を行う。